

確定給付企業年金を活用した 退職金積立てのご案内

確定給付企業年金を活用することで、効率的に退職金を積立てることができます。退職金制度の導入や退職金の計画的な積立てを検討されている事業主の皆さまに、お役に立てる年金制度をご提案します。

全国卸商業団地企業年金基金

3つの魅力



1

複数の事業主さまが共同して実施する確定給付企業年金です。

複数の事業主さまが共同して実施する制度のため、中小企業でも気軽に年金制度を導入できます。また、単独で実施するよりも、資産規模や運営コストでスケールメリットを享受することができます。

2

掛金は全額損金に計上できます。

自社で退職金を積立てる場合、毎年の積立金は損金として認められませんが、当基金を活用することで、毎年の掛金を全額損金に計上することができます。

3

年金積立の掛金をご加入者毎に管理し、毎年1.5%の複利で積立っています。

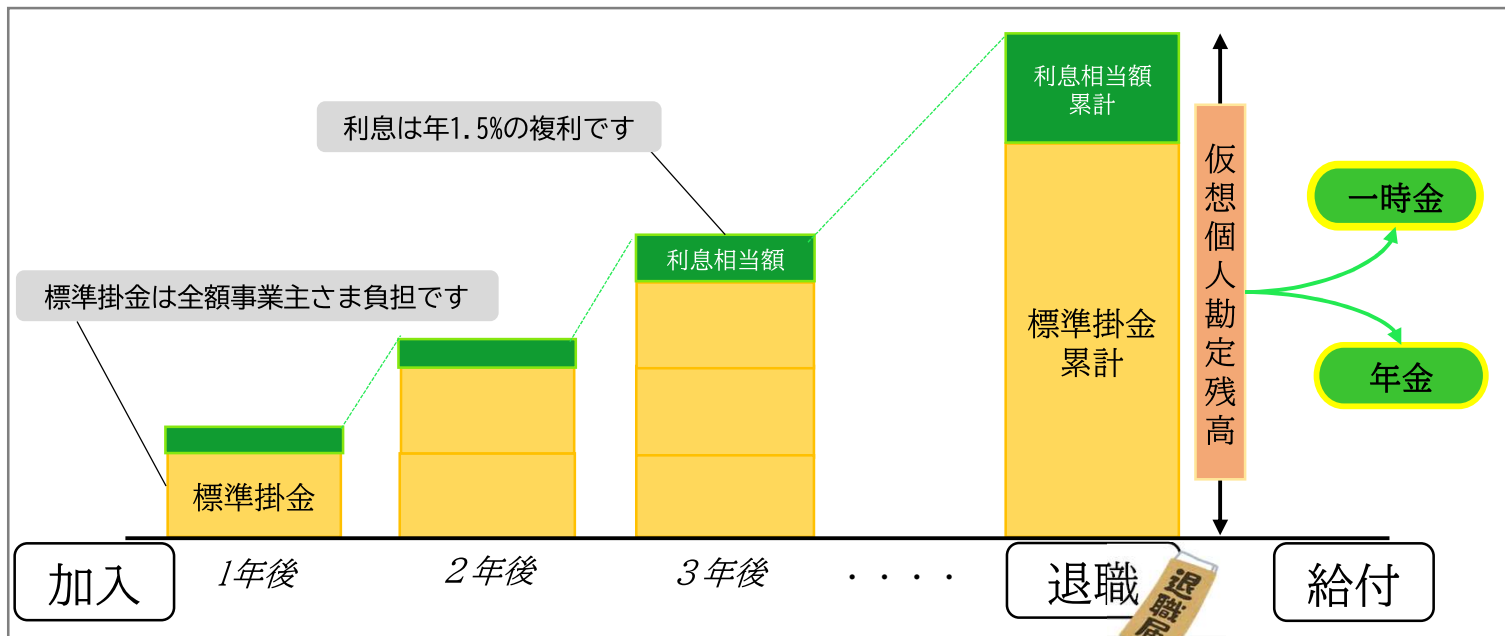
当基金は、将来の給付財源を事前に積立て、ご加入者毎に仮想個人勘定で管理しています（事前積立方式）。このため、発生した給付に見合う掛金を負担する方式（賦課方式）である国の年金制度と異なり、加入者数の増減による影響は受けません。また、年金積立ての掛金（標準掛金）は、毎年1.5%の複利で積立っていますので、計画的に退職金を準備できます。

全国卸商業団地企業年金基金

〒107-0052 東京都港区赤坂5-1-31 第6セイコービル4階

(TEL)03-3560-7017 HP(URL)<https://www.oroshikikin.jp>





ご加入できる事業所

- ・厚生年金保険適用事業所であれば加入できます。ただし、ご加入にあたっては、労働組合もしくは従業員代表の同意、当基金の代議員会の承認が必要です。
- ・ご加入手続きには、書類作成や届出、システム対応のため4か月程度かかります。

ご加入者の範囲

- ・65歳までの厚生年金被保険者全員にご加入いただきます。（役員も加入できます。）
- ・65歳以降も厚生年金被保険者であれば、事業主さまの同意のもと70歳までご加入いただけます。
- ・厚生年金被保険者であっても、不当差別に該当しない範囲で加入対象者にしないこともできます。（役員、定年退職後の再雇用者など通常の従業員と処遇が異なる方を就業規則等で明確に定めた場合）

毎月の掛金

- ・毎月の掛金として、標準掛金と事務費掛金を事業主さまにご負担いただきます。
- ・標準掛金は、第1型～第4型の4つの型の中から選択できます。

【標準掛金（年金積立の掛金）】

基準給与（厚生年金保険の標準報酬月額）×掛金率（※1）

【事務費掛金（制度運営の費用に充当する掛金）】

基準給与（厚生年金保険の標準報酬月額）×0.2%（※2）

（※1）掛金率

第1型	0.9%
第2型	1.8%
第3型	2.7%
第4型	3.6%

（※2）65歳超のご加入者の事務費掛金の掛金率は、0.1%です。

事務費掛金は、第1型～第4型まで同額です。

事務費掛金は、新規加入年度の翌々事業年度末（当基金の事業年度末（毎年2月））まで、半額です。

給付の内容



ご加入者が退職した場合には、老齢給付金（退職年金）または脱退一時金が支給されます。ご加入者もしくは受給権者が死亡した場合には、遺族給付金が支給されます。

給付の種類	加入期間	年齢要件	支給方法	支給時期
老齢給付金	10年以上	50歳以上	年金（※1） （一時金も選択可能）	退職時または65歳到達時 （※2）
脱退一時金	10年以上	50歳未満	一時金	退職時（65歳まで繰り下げ 年金として受け取ることも可能）
	3年以上10年未満	—		退職時または65歳到達時
	3年未満（※3）	60歳以上		
遺族給付金	加入期間3年以上または60歳以上 （※4）		一時金	死亡時

- ※1 年金は、5年、10年、15年、20年の有期年金から選択できます。
- ※2 老齢給付金は、70歳まで支給時期を繰り下げることができます。
- ※3 加入期間が3年未満かつ60歳未満で退職した場合、脱退一時金は、不支給となります。
- ※4 遺族給付金は、年金の支給を受けている方、繰下げ中の方が死亡した場合にも支給されます。

支給額モデル

～基準給与30万円（平均）の場合～

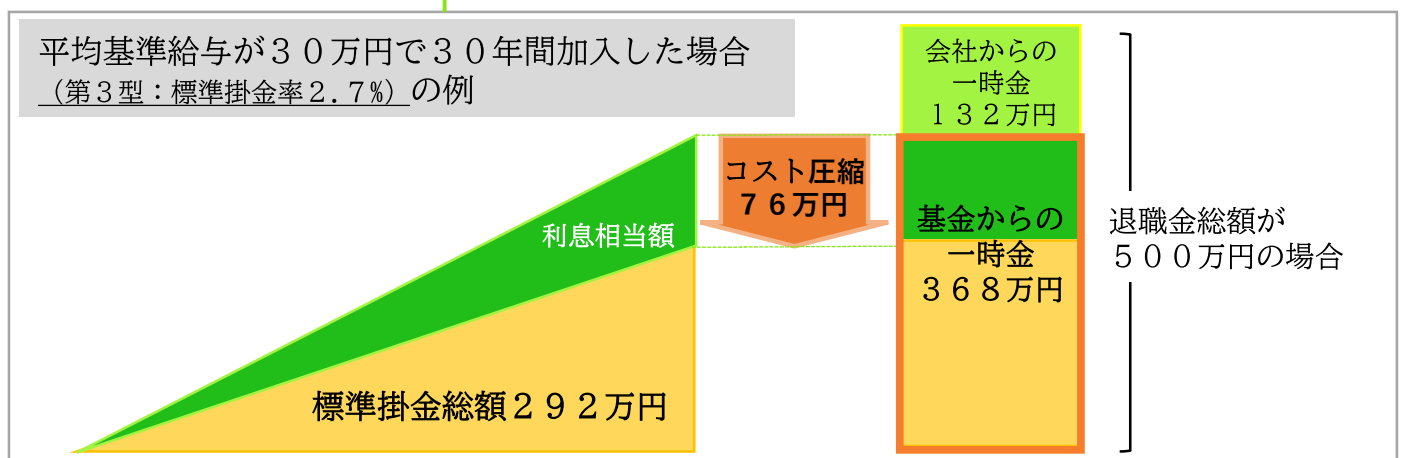
加入する型		加入期間			
		10年	20年	30年	40年
第1型 (掛金率0.9%)	一時金	349,600円	755,300円	1,226,200円	1,772,600円
	年金年額	72,600円	156,720円	254,400円	367,680円
第2型 (掛金率1.8%)	一時金	699,200円	1,510,600円	2,452,400円	3,545,200円
	年金年額	145,200円	313,440円	508,800円	735,360円
第3型 (掛金率2.7%)	一時金	1,048,800円	2,265,900円	3,678,600円	5,317,800円
	年金年額	217,800円	470,160円	763,200円	1,103,040円
第4型 (掛金率3.6%)	一時金	1,398,400円	3,021,200円	4,904,800円	7,090,400円
	年金年額	290,400円	626,880円	1,017,600円	1,470,720円

- ・平均の基準給与が上表のモデル（基準給与30万円）と同じであっても、加入中の昇給のしかたの違いにより、モデルの額とは異なる場合があります。
- ・年金年額は、5年の有期年金で受け取る場合の金額です。
- ・掛金率は、年金積立の掛金である標準掛金の率です。別途、事務費掛金（基準給与の0.2%）をご負担いただきます。

当基金（確定給付企業年金）活用のメリット



- ▷ 事業主さまが負担する掛金は、全額損金または必要経費に算入できます。
- ▷ 社外積立を活用することで、平準的に退職金を積立てることができ、また、従業員の急な退職にも備えられますので、資金繰りが安定します。
- ▷ 従業員が給付を受ける際には、退職所得控除もしくは公的年金等控除が受けられます。
- ▷ 新規加入した翌々事業年度末（※）まで事務費掛金が半額です。（※当基金の事業年度末（毎年2月）です。）
- ▷ 退職金積立でのコスト負担を軽減できます。
 当基金では、ご加入者毎に仮想の個人勘定を設け、年金積立での掛金に1.5%（複利）の利息相当額を付与しています。退職金規程で、退職金総額に当基金から受け取る一時金相当額を含む旨を規定すれば、利息相当分の退職給付コストを圧縮することができます。



※加入期間中の昇給の状況により一時金の額は変動します。別途、事務費掛金として、30年間累計で約22万円ご負担いただきます。基金の財政状況が大きく悪化した場合は、追加の掛金をご負担いただくことがあります。

ご加入に際してご確認いただきたい事項

- ①ご加入に際しては、「事業主さま、従業員代表等の同意書」「厚生年金の保険料領収済額通知書（直近3か月）」が必要です。
- ②給付金は、受給権者（または遺族）に当基金から直接支払われます。
- ③当基金のご加入者は、厚生年金被保険者であることが条件となります。ご加入者を任意に脱退（資格喪失）させることはできません。
- ④当基金は、可能な限り積立不足が発生しない制度設計および資産運用を行っていますが、一定基準を超えるような不足が発生した場合には、追加で掛金を負担いただく可能性があります。
- ⑤当基金は、複数の事業所が加入する制度です。加入事業所間において、加入事業者名は開示されます。
- ⑥当基金の運営は、当基金に加入している事業主さまおよびご加入者の中から選出された代議員による代議員会で決定されます。
- ⑦当基金の業務を一部委託している住友生命保険相互会社に対して、必要な範囲内で当基金が有する個人情報の利用を許諾しています。
- ⑧事業所さまが任意に脱退する場合、厚生年金被保険者の過半数で組織する労働組合または過半数を代表する者の同意が必要です。また、脱退に際しては、事務費掛金などの一括納付が必要です。
- ⑨掛金が一定期間納付されない場合は、代議員会の決議により強制的に脱退となる場合があります。
- ⑩当基金の運営に重大な支障が生じた場合は、全代議員の4分の3以上の議決をもって、基金を解散する可能性があります。解散時に不足金が生じた場合は、事業主さまに不足金相当額の一括拠出が求められます。また、基金の解散認可取得後、ご加入者および受給権者に積立金を分配します。